

# 青森県報

第三千六百五十四号

平成二十五年  
二月十五日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 一

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称変更の届出…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出…………… (同) …… 五

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出…………… (同) …… 五

障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 五

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 六

道路の供用の開始…………… (同) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
米田内科小児科医院	三沢市大町二丁目八の八	平成三十・一〇・一

### 青森県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次とおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名称	居宅介護事業所	所在地	変更年月日
	主たる事務の所在地						

青森県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	"		明倫株式会社	明倫株式会社
"	"	"	"	八戸市西白 山台一丁目 四の二二	八戸市西白 山台一丁目 四の二二	"		弘前市大字 文京町一八 の三	弘前市大字 文京町一八 の三
訪問看護	訪問看護	"	"	"	"	"		訪問介護	訪問介護
ヨステーション	訪問看護	ほヨステーション	ヘルパー ヨステーション	ヘルパー ヨステーション	ヘルパー ヨステーション	"		ヘルパー ヨステーション えみのほ	ヘルパー ヨステーション えみのほ
"	"	"	"	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市大字 久保字一 人塚七の	弘前市大字 文京町一八 の六	弘前市大字 文京町一八 の二	弘前市大字 文京町一八 の二	弘前市大字 文京町一八 の二
"	"	"	"	二〇一〇・一	二〇一〇・一	"		平成 二〇一〇・一	平成 二〇一〇・一

青森県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	"		明倫株式会社	明倫株式会社	名称	介護予防事業者
"	"	"	"	八戸市西白 山台一丁目 四の二二	八戸市西白 山台一丁目 四の二二	"		弘前市大字 文京町一八 の三	弘前市大字 文京町一八 の三	名称	主たる事務 所の所在地
訪問看護	訪問看護	"	"	"	"	"		訪問介護	訪問介護	種類	介護の種 防
ヨステーション	訪問看護	ほヨステーション	ヘルパー ヨステーション	ヘルパー ヨステーション	ヘルパー ヨステーション	"		ヘルパー ヨステーション えみのほ	ヘルパー ヨステーション えみのほ	名称	介護予防事業所
"	"	"	"	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市大字 久保字一 人塚七の	弘前市大字 文京町一八 の六	弘前市大字 文京町一八 の二	弘前市大字 文京町一八 の二	弘前市大字 文京町一八 の二	所在地	
"	"	"	"	二〇一〇・一	二〇一〇・一	"		平成 二〇一〇・一	平成 二〇一〇・一	年月日	変更

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
倫株式会社明	倫株式会社明	パンドール株式会社	パンドール株式会社	株式会社バリュー	株式会社バリュー	名 称	居宅介護支援事業者
八戸市西白山西一丁目一四	八戸市西白山西一丁目一四	弘前市大字西三丁目六	弘前市大字西三丁目六	弘前市大字文京町一八の三	弘前市大字新町一六七の一	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所いなほ	居宅介護支援事業所いなほ	パンドール株式会社	パンドール株式会社	弘前介護相談センター	弘前介護相談センター	名 称	居宅介護支援事業所
八戸市大字大七久保字行人塚	八戸市大字大七久保字行人塚	弘前市大字西三丁目六	弘前市大字西三丁目六	弘前市大字文京町一八の二	弘前市大字文京町一八の二	所 在 地	居宅介護支援事業所
二〇一〇・一	二〇一〇・一	二〇一〇・一	二〇一〇・一	平成二〇一〇・九・一	平成二〇一〇・九・一	変 更 日	居宅介護支援事業所

青森県告示第百二二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

医療法人桜青会	株式会社彩季	イキタル株式会社	アキタル株式会社	有限会社恵生会	社会福祉法人道友会	社会福祉法人吉福祉会	有限会社ほおずき	名 称	居宅介護事業者
弘前市大字城南一丁目二八の一	弘前市大字城南一丁目二八の一	弘前市大字中野二丁目一の一五	弘前市大字中野二丁目一の一五	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	八戸市大字櫛引字上矢倉二のの一	弘前市大字国吉字村元八六の四	八戸市大字是川字軌道平一の二	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
居宅療養管理指導	"	"	"	"	"	"	訪問介護	居宅介護の種類	居宅介護事業者
かみきたクリニック	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ホームヘルプサービス	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	名 称	居宅介護事業者
弘前市大字城南一丁目二八の一	弘前市大字城南一丁目二八の一	弘前市大字松原西一丁目六の一	弘前市大字松原西一丁目六の一	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	八戸市西白山西六丁目九の六	弘前市大字高崎二丁目三の二	八戸市是川五丁目七の四	所 在 地	居宅介護事業者
二〇一〇・一	二〇一〇・一	二〇一〇・一	二〇一〇・一	"	二〇一〇・三・一	二〇一〇・二・一	平成二〇一〇・六・一	指 定 日	居宅介護事業者

青森県告示第百三三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日



変更前	株式会社 バリュウ	弘前市大字 新町一六七	介護予防 訪問介護	ヘルパー ステーション ほの里	弘前市大字 文京町一八 の二	平成 三・九 一
変更後	"	弘前市大字 文京町一八 の三	"	"	弘前市大字 文京町一八 の六	二〇・二 一〇

青森県告示第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	居宅介護支援事業者		名称	所在地	変更 年月日
		主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所			
変更前	株式会社バ リュウ	弘前市大字新 町一六七の一	弘前介護相談 センター	弘前市大字文 京町一八の二	平成 三・九 一	
変更後	"	弘前市大字文 京町一八の三	"	"	"	

青森県告示第百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護 事業の種類		名称	所在地	休 止 年 月 日
		訪問介護	居宅介護 事業の種類			
有限会社訪 問介護支 援センター 友	弘前市大字松 ケ一丁目二 の二	訪問介護	居宅介護 事業の種類	有限会社訪 問介護支 援センター 友	弘前市大字城 東一丁目九 の二	平成 二〇・三 一

青森県告示第百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所 の所在地	障害福祉サ ービスの種類		名称	所在地	指 定 年 月 日
		重度訪問 介護	居宅介護			
アクタメ グループ株 式会社	弘前市大字中 野二丁目一 の五	重度訪問 介護	居宅介護	ヘルパース テーション サービス	弘前市大字松 原西一丁目 六の一	平成 二〇・三 一

社会福祉法人新生会	社会福祉法人新生会
上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一
重度訪問介護	居宅介護
上北療護園ンタルパーセ	上北療護園ンタルパーセ
上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の一九	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の一九
"	"

青森県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年三月十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森田代十和田線	青森市桜川八丁目自五四六の二五から	青森市筒井四丁目自二七〇の一まで	後	前	二・八・七〇メートルから	三・七・七〇メートル	
			青森市奥野三丁目自二七〇の七から	青森市桜川八丁目自五四七の一まで	後	前	二・四・〇〇メートルから	四・五・〇〇メートル	
2	県道	青森田代十和田線	青森市奥野三丁目自二七〇の七から	青森市桜川八丁目自五四七の一まで	後	前	二・四・二〇メートルから	三・九・〇〇メートル	
			青森市奥野三丁目自二七〇の八から	青森市奥野四丁目自二七四の八まで	後	前	二・九・一〇メートルから	四・九・〇〇メートル	
3	県道	青森浪岡線	青森市奥野三丁目自四四七から	青森市奥野四丁目自二七四の八まで	後	前	二・五・〇〇メートルから	四・九・〇〇メートル	
			上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢国有林二四一林班い小	上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢国有林二四〇林班ホ小	後	前	一・四・四〇メートルから	五・九・〇〇メートル	
4	国道	三三八号	上北郡六ヶ所村大字出戸字前田二九の六から	上北郡六ヶ所村大字出戸字前田八一の九まで	後	前	二・七・〇〇メートルから	二・八・〇〇メートル	
			上北郡六ヶ所村大字出戸字前田二九の六から	上北郡六ヶ所村大字出戸字前田八一の九まで	後	前	四・四・四〇メートルから	五・七・五〇メートル	

青森県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年三月十四日まで青森県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

青森県知事 三村 申 吾

線 県道戸来十和田	黒石線 県道弘前田舎館	路 線 名	
十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九から	十和田市大字滝沢字高屋一四の二から	弘前市大字高崎字広田一五の二から 弘前市大字境関一丁目一の一まで	供 用 開 始 の 区 間
"	"	平成 三 二 ・ 二 五	の 供 用 開 始 日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭